

躊躇している時間はない



「2013年に男性教員によるわいせつ行為を受けた女子中学生が、翌年自殺してしまう痛ましい事件が沖縄県で起きました。当然、男性教員は懲戒免職処分を受けて免許失効となりましたが、その情報が官報に記載されていなかった事例が判明しています」(同)

こうしてわいせつ教員が「放置」されてきた状況に、今回の要望書はひとつの楔を打ち込む試みと言えよう。「無犯罪証明書の制度については、ぜひやるべきことであり、早急に進めていただければと思います」

こう賛同の声をあげるのは「全国学校ハラスメント被害者連絡会」で共同代表を務める郡司真子さんだ。同連絡会では、わいせつ行為で懲戒免職処分を受けた教員に免許を再交付しない

です。圧倒的に弱い立場の子どもたちが、教室などの閉ざされた空間にいる。そういう環境に、再犯リスクの高い性犯罪加害者を戻すことが危険であるのは明らかだからです」

そのため海外では厳しい対策が取られていて、「英国では、子どもへの性犯罪に限らず性犯罪全般の前科者が、教員はもちろん、スクールバスの運転手など、学校に関わるあらゆる仕事に就くことができないシステムになっています」(同)

さらに福井氏は、「小児性愛を含めた性嗜好自体は善悪で語られるべきものではありません。子どもへの性的関心があるからといって、何も実行には移さず一生を終える人は大勢います」

こう前置きした上で、わいせつ教員等の治療の難しさについて続ける。「小児性愛者は「純粋型」と「非純粋型」の2種類に分けられます。前者は子どもにしか性的興味を湧かさない人で、後者は子どもにも成人にも性的関心を覚える

よう求め、今年9月、文科省に約5万4000人分の署名を提出している。「今回、画期的だと感じたのは、法務省に要望書を提出した点です。なぜなら、刑事上の観点から縦割り行政の壁を越えて一括的な対応を法務省に求めているからです。学校なら文科省、保育園は厚労省、ベビシッターは内閣府や経産省といった具合に、対応する役所が分かれていきます。その枠外にある法務省が刑事事件、つまり過去に性犯罪歴があるか否かという視点から、網羅的にわいせつ教員ら子どもたちに近づけないようにする取り組みであり、評価できると感じたのです」(同)

他方、無犯罪証明書の制度が実現すると、前科のあるわいせつ教員は教育現場に戻れず、憲法で保障された職業選択の自由に抵触するとの指摘もある。しかし、「被害者である子どもたちは、性暴力を受けたその時だけでなく、発達性トラウマ障害になるなど将来にわたる心身に深刻な傷を受け

てしまいます。このように、子どもへのわいせつ行為は、被害者の人権が極めて大きく損なわれる重大な犯罪です。それなのに、加害者の人権にばかり気を遣い、職業選択の自由を尊重するのは不公平です」(同)

先の連絡会のもうひとり共同代表であり、自身の娘さんが小5の時に教員からわいせつ行為を受け、不登校になってしまったという大竹宏美さんも、「子どもは先生を信じていたり、怖いから先生の言うことをきかなければいけないかったりと、極めて弱い立場にあります。教員に狙われたら子どもは逃げ出すことができず、教員による子

人です。前者の場合は先天的な性嗜好であり、治療によって変えることはできません。後者はコミュニケーション力不足などで成人に相手にされないために、抵抗しない子どもを性的対象にするといったケースがあり、こちらは治療によって子どもへの性的関心がなくなる可能性があります」

その治療法はというと、「薬物療法と認知行動療法の2本立てです。前者は男性ホルモンを抑制する薬を投与して性欲を下げていくもので、目に見えて効果が期待できます。しかし対症療法に過ぎず、経済的、肉体的負担を考えると、一生続けていくのは難しい面が

とどのつまり、性犯罪者の治療に携わる専門家が、声を揃えて「再犯リスク」を訴えているわけだ。無犯罪証明書等の制度導入が、加害者の人権を盾に阻害されることであってはならないのは自明の理と言えよう。性犯罪被害に詳しい上谷

小児性愛の2類型

性犯罪者の治療に携わる、筑波大学の原田隆之教授(犯罪心理学)が後を受ける。「15年度の犯罪白書によると、小児わいせつ型の5年以内再犯率は9・5%です。成人女性への単独強姦型の再犯率が3・6%であることなどに比べると深刻な数

あります」(同) そして後者は、「認知の歪みを矯正するもので、犯罪に至るまでの流れを客観的に認識させた上で、それを断ち切らせる。例えば、子どもが集まる公園には絶対に近づかないようにさせ、その上で、被害者である子どもたちはそこまで嫌がっていないのでは

ないか、というような歪んだ認知を矯正していきます。こうした治療を長い時間かけて行うことで、子どもへの性的関心自体をなくせる場合もある。しかし残念ながら、そこに至るのには容易なことではありません。正直、再犯のリスクは高いと言えるでしょう」(同)

性犯罪を起す自由を保障

さくら弁護士は、再犯リスクの高さに加え、こんな指摘をする。「子どもへの性犯罪は、被害者が幼いためにどうしても証拠が弱く、検挙に至るケースが少ない。さらに、ようやく検挙されたと思ったら、その背後には何十件と

子どもへのわいせつ行為は非常に悪質です」として、こう続ける。「わいせつ教員や保育者は、その性犯罪が事件化し、たとえ罪を償ったとしても、性癖が矯正されなければ教育や保育の現場に立つ資質に著しく欠けていると言わざるを得ず、再犯リスクが高いのは明らかです。職業選択の自由と言いますが、資質が欠けている仕事にまで無条件で就けるといふ意味ではないはずですが、横領で捕まったことがある人を、企業は出納係として採用しますか? それと同じことだと思いませんか?」